

1 香川県留置施設視察委員会について

(1) 香川県留置施設視察委員会とは

「香川県留置施設視察委員会」（以下「委員会」という。）は、警察部外の委員からなる第三者機関として、警察の留置施設運営の透明性を確保するため、「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」に基づき、平成19年6月1日に香川県警察本部に設置されました。

(2) 委員会の組織

- 委員会は、香川県公安委員会が任命する4人の委員（法曹、医療関係者等）で構成されています。
- 委員の任期は1年で、再任が認められています。
- 委員の身分は、非常勤特別職の地方公務員です。

(3) 委員会の任務・権限等

委員会は、留置施設の運営状況を把握するため、県下の留置施設を視察し、その運営に関して留置業務管理者（警察署長、警察本部の留置管理課長）に意見を述べます。

また、委員会は、留置業務管理者から

- 留置施設の運営状況について、定期的に又は必要によりその情報の提供を受けること
- 視察時に被留置者との面接の実施について協力を求めることができます。

2 香川県留置施設視察委員会の活動状況

（令和6年6月1日～令和7年5月31日）

香川県留置施設視察委員会が、期間中に県下11施設のうち5施設の視察を行い、委員から「整理整頓が行き届き、清潔に保たれている。」との意見がありました。

また被留置者と面接を行った結果、留置業務管理者に対して主に以下の意見が出されたため、これを検討、必要な措置を講じました。

- (1) 【申出内容】 枕(備品)が高すぎて眠れない。
【委員意見】 素材などを検討してみてはどうか。
【措置状況】 委員(医師)の監修を受けて、高さや素材の異なる枕を2種類備え付けました。
- (2) 【申出内容】 消灯後の照度が明るすぎる。
【委員意見】 消灯後の照度を測ったうえで検討してみてはどうか。
【措置状況】 照度計測の結果、睡眠を阻害する程度ではないこと(ろうそくの明るさ程度)を確認し、各委員に説明した結果、委員の了承の下、措置は行わないこととしました。
- (3) 【申出内容】 石鹸での手洗い回数を増やしてほしい。
【委員意見】 必要に応じて石鹸の使用を許可してはどうか。
【措置状況】 庁舎外からの帰場時や本人の申し出に基づき、石鹸を使用しての手洗いを許可することとしました。